

添付書類一覧表(農地法第4条届, 農地法第5条届)

○農地法第4条(第5条)届出書(市街化区域内での農地転用)

チェック	申請書類		備考
	4条農地転用届出書 又は 5条農地転用届出書	必須	・市街化区域内での農地転用で権利移動のない場合 ・市街化区域内での農地転用で権利移動がある場合
	土地登記事項証明書 (原本)	必須	・全部事項証明書に限る。(相続登記・分筆登記済のもの。) ・6カ月以内のもの。
	位置図	必須	・住宅地図程度で届出地が特定できるもの。 (地図上に申請地を表示すること。)
	土地改良区 転用決済金領収書	該当する場合	・該当の土地改良区のもの

※農地所有者の相続ができていない場合は, 相続手続きが完了後の届出となります。

【参考】

受付時期 : 毎週金曜日締(金曜日が祝日の場合はその前日)
受理通知 : 受付の翌週の金曜日(金曜日が祝日等の場合はその前日)